

産業廃棄物処分業許可証

住 所 広島県廿日市市木材港北4番60号

氏 名 安田金属株式会社  
代表取締役 安田 秀吉  
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

広島市長 松 井 一 實



許可の年月日 平成28年 6月29日

許可の有効期限 平成35年 6月28日

1. 事業の範囲

区 分	産 業 廃 棄 物 の 種 類
中間処理 (圧縮) 以下 余白	廃プラスチック類 紙くず 繊維くず ゴムくず 金属くず (これらのうち廃容器包装を含み、自動車等破砕物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であることを除く。) 以下 余白

2. 事業の用に供する全ての施設別添検査済証のとおり。

3. 許可の条件

4. 許可の更新・変更の状況

年月日	更新・変更の別	年月日	更新・変更の別
H18. 12. 15	更新許可		
H23. 12. 8	更新許可		
H28. 6. 28	更新許可 (優良認定)		

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無

6. 備考